
県立さきたま史跡の博物館 臨時的任用職員（学芸員）募集要項

次のとおり、臨時的任用職員を募集します。

臨時的任用職員について

臨時的任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用となります。

◇ 職務内容

- (1) 博物館における学芸業務全般
- (2) パソコン等による文書作成、データ集計・入力業務
- (3) 来客者対応・問合せ対応（電話・メール等）

◇ 応募資格等

博物館法に基づく学芸員資格を有する人（令和7年3月31日までに取得見込みの方も含む。）

ただし、地方公務員法第16条に規定する欠格条項（下記参照）に該当する人及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）は応募できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 2 埼玉県職員において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◇ 求める人材

- (1) Word による文書作成、Excel によるデータ入力・集計、電子メールの確認・送信など、パソコンを用いた作業ができる方
- (2) 電話応対や来客対応が適切にできる方

(3) コミュニケーション能力に優れ、誠実で協調性のある方

◇ 採用予定人数

1名

◇ 勤務場所

埼玉県立さきたま史跡の博物館〈埼玉県行田市埼玉4834番地〉

◇ 採用予定期間

令和7年4月1日（火）から令和7年9月30日（火）まで
ただし、勤務状況により、令和8年3月31日（火）まで更新する場合があります

◇ 勤務時間

原則として8時30分～17時15分
（4週間を平均して1週間当たり38時間45分勤務）
（土日、祝日に勤務をお願いする場合があります）

◇ 週休日及び休日等

週休日：4週間につき8日
休 日：祝日（又はその代休日）及び年始（1月1日～1月3日）
休 暇：年次休暇10日（その他の休暇等は県の規定によります）

◇ 給与・手当

大学卒・・・月額約222,600円
※ 月額は学歴・職歴によって変わります。
上記は、令和6年4月1日時点のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによります。

◇ 手 当

支給要件に該当する人には、条例に基づき期末勤勉手当（ボーナス）、通勤手当、時間外勤務手当等を支給します。

◇ 社会保険

健康保険、厚生年金制度（ともに共済組合）があります。

◇ 応募方法

希望者は、履歴書（任意の様式）及び作文を令和7年1月23日（木）17時までに当館総務・公園管理担当に提出（郵送可・必着）してください。

履歴書：写真付。市販の履歴書で可。郵送可。

必ず連絡が取れる電話番号及びメールアドレスを記載すること。

履歴書は採用に関するもののみに使用し、返却はいたしません。

作文：タイトルは、「埼玉古墳群について、専門性を活かして取り組んでみたいこと」とし、字数は1000字程度とする。郵送可。

パソコンによる作成可（A4横書き 明朝12ポイント）。

作文は採用に関するもののみに使用し、返却はいたしません。

◇ 選考方法

(1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。 ※応募書類の返却はいたしません。

(2) 第二次審査

第二次審査（面接）は、埼玉県立さきたま史跡の博物館内で令和7年1月29日（水）から2月1日（土）のいずれかの日に実施することを予定しております。詳細な日時は令和7年1月24日（金）までに連絡します。

(3) 最終合格

令和7年2月6日（木）以降に、第二次審査の応募者全員に連絡します。

【書類送付先・問合先】

埼玉県立さきたま史跡の博物館 総務・公園管理担当

〒361-0025 埼玉県行田市埼玉4834

電話 048-559-1111

Fax 048-559-1112

mail k591111@pref.saitama.lg.jp